



あなたの「子育て」に役立つ情報がいっぱい!

子育て応援サイトQR



児童手当・特例給付と母子家庭医療費助成の申請受付が始まります

現況届・更新申請は6月末まで

☎子育て応援課 ☎36-7159

児童手当・特例給付

中学生終了までの子どもを養育する保護者が、6月以降の児童手当・特例給付を受給するためには、6月末までに「児童手当・特例給付現況届」の提出が必要です。7月以降に提出した場合、11月以降の振り込みとなり、ご注意ください。



なお、平成29年2～5月分手当の振込日は、6月14日(水)です。

●児童手当・特例給付現況届(対象者には郵送)

●受給者の健康保険証の写し
※所得(課税)証明書や、子どもを含む世帯全員の住民票などが必要な場合もあります。

提出期限/6月30日(金)まで(郵送可。当日消印有効)

提出場所/子育て応援課、各支所地域総合課

受付時間/午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

※公務員は、勤務先で手続きしてください。

【休日受付を行います】
とき/6月17日(土)・18日(日)
午前9時～11時30分

ところ/子育て応援課、初倉公民館、六台公民館
※18日(日)は、子育て応援課のみ受け付けます。

母子家庭等医療費助成

ひとり親家庭などの皆さんの医療費を助成します。対象となる人は、子育て応援課へご相談ください。

現在認定されている人には、5月中に通知を郵送します。引き続き要件に該当する人は、6月中に更新申請をしてください。対象/平成28年分の所得税が非課税の世帯であり、次のいずれかに該当する人

- 20歳未満の子どもを扶養している母子家庭または父子家庭の母・父とその子ども
- 両親のいない20歳未満の子ども

助成額/保険診療の自己負担額の全額(入院時食事標準負担額は除く)

申請期間/6月1日(水)～30日(金)

※7月以降の申請の場合、申請日の翌日からの認定となります。

提出書類/戸籍謄本、健康保険証(申請者および子ども)、申請者名義の通帳、印鑑

※平成28年1月1日に市外に住んでいた人は、所得(課税)証明書が必要です。



地域で子育てを助け合いましょう

ファミリー・サポート・センター

☎島田市ファミリー・サポート・センター ☎35-1851

会員を募集しています

「ファミリー・サポート・センター」は、育児の援助を受けたい人(委託会員)と支援したい人(受託会員)が会員になり、地域で育児を助け合う組織です。

援助内容

- 保護者が用事を済ます間、受託会員自宅での預かり
- 放課後児童クラブや習い事への送迎など

対象/0歳(生後2カ月)～小学6年生までの子どもがいる保護者

利用料金/1時間600～700円(入会金・年会費は無料)

委託会員/必ず利用前に、電話でセンターへ

受託会員要件

- 自宅子どもを預かれる人
- 子育て経験を生かし、社会参加をしてみたいと思っている人

◎会員研修会を受講した人



【受託会員研修会】

とき/6月7日(水)・15日(木)・21日(日)・27日(火)、7月6日(水)

いずれも午前10時～正午

ところ/こども館多目的室
申し込み/電話でセンターへ
託児/事前申し込みが必要